

千葉市森林振興ビジョン策定業務委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、千葉市森林振興ビジョン策定業務委託の企画提案にあたり、応募者が提案する事項や、契約締結後の受託者が守らなければならない業務に関する一般事項を示すものである。

2 事業目的

本市における森林の荒廃化が著しく進行する中、森林の目指す方向性や必要な整備対策を明確化することが課題である。森林が提供する多面的機能（公益的機能、文化的価値、有害鳥獣対策等）を整理するとともに、評価指標を設定した森林振興ビジョンを策定し、持続可能な森林振興を計画的に推進することを目的とする。

3 業務の実施場所

千葉市内等

4 業務の実施期間

契約を締結した日の翌日から令和10年3月24日（金）まで

5 業務委託事項

- (1) 森林現況調査業務
- (2) 森林意識調査業務
- (3) 会議等運営支援業務
- (4) 「千葉市森林振興ビジョン」及び概要版作成支援業務（冊子デザイン含む）

6 業務委託内容

(1) 森林現況等調査業務

市内の森林に関する基礎資料・データを収集し、現状を踏まえた課題を把握し整理する。

(2) 森林意識調査業務

ア 市民向けの森林、林業に関するアンケート調査を実施し、分析を行う。

イ 関係機関との意向調査及び調整等

(3) 会議等運営支援業務

ア 千葉市農政推進協議会等の運営補助

イ 本市関係部局との意向調整補助

ウ その他必要な業務打合せ

(4) 千葉市森林振興ビジョン及び概要版作成支援業務（冊子デザイン含む）

ア ゾーニングの必要性についての検討

イ 森林整備に係る推進方策の検証指標の設定

ウ 森林整備の方向性及び推進方策の決定

エ 千葉市基本計画、千葉市農業基本計画、千葉市森林整備計画、千葉市緑と水辺のまちづくりプラン2023、千葉市等の関連計画との整合性を図り、千葉市の特色や地域特性に応じた森林振興ビジョンの策定支援を行う。

オ 森林振興ビジョン作成及び概要版の作成

7 年度ごとの作業内容

(1) 令和8年度

本市森林の現状と課題の整理、森林振興ビジョンの骨子検討

(作業内訳)

- ・森林現況調査業務（完了）
- ・森林意識調査業務（ア完了、イ実施）
- ・会議等運営支援業務（すべて実施）
- ・「千葉市森林振興ビジョン」及び概要版作成支援業務（すべて実施）

(2) 令和9年度

千葉市森林振興ビジョン完成

(作業内訳)

- ・森林意識調査業務（完了）
- ・会議等運営支援業務実施（完了）
- ・「千葉市森林振興ビジョン」及び概要版策定支援業務（完了）

8 報告書の作成

上記の作業経過や資料等をとりまとめ、報告書を提出する。

また、令和8年度末に、取組状況を整理し中間報告書を提出する。

9 打合せ協議

本業務の実施にあたり、業務の適切な遂行を図るため、定期的に本市担当者等と業務の進捗状況の報告及び打合せ等を実施するとともに、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、打合せ後は議事録を作成し、速やかに発注者へ提出するものとする。

10 納入成果品

(1) 千葉市森林振興ビジョン製本

- ア サイズ：A4版、製本
- イ 印刷：カラー刷り（4色）
- ウ 部数：10部

(2) 概要版

- ア サイズ・ページ数：A3判・2枚（各両面印刷=計4ページ程度）
- イ 紙質：再生コードA判110kg
古紙配合率70%以上（グリーン購入法適合）、白色度70%以上
- ウ 印刷：カラー刷り（4色）
- エ 部数：100部

(3) 参考資料 等

(4) 業務報告書

※ (1)～(2)の成果品については、「エクセル若しくはワード形式及びPDFファイル形式」による電子データも作成し、本市担当職員が別途指示するファイル構成等に合致していることを確認した後、受託者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

11 成果品の瑕疵

受注者は、本業務完了後、受注者の過失又は疎漏に起因する成果品の不良箇所等が発見された場合は、発注者が必要と認める訂正、補足及びその他必要な作業を速やかに受注者の負担において実施しなければならない。

12 成果品の帰属

本業務において、使用又は作成した成果品は、全て発注者に帰属するものであり、発注者の許可なく公表、複製、貸与及び使用してはならない。

13 業務の再委託について

- (1) 受託者は、業務の過半を他の事業者に再委託しないこと。業務の一部を第三者に再委託することは事前に市の承認を得なければならない。
- (2) 受託者は、業務の一部を第三者に再委託した場合、再委託先に本仕様書に定める受託者の義務と同様の義務を負わせるとともに、再委託先の行為及びその結果に対する全ての責任を負うものとする。

14 委託業務に係る留意事項

- (1) 受注者は、委託業務を遂行するにあたり、本市担当者と随時連絡を取り合うこと。
- (2) 受注者は、市から打合せ又は状況報告等の指示があったときは、それに従うこと。
- (3) 本業務を通じて、知り得た個人情報等の秘密については、千葉市個人情報保護条例その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、「個人情報取扱特記事項」に基づき必要な個人情報保護対策を講じ、個人情報の提供や管理等、その取扱いについて細心の注意をもって対処しなければならない。また、当該事務を離れた後においても同様とする。
- (4) 本業務の委託料は、単年度ごとに年度末一括払いとする。各年度において、受注者から中間報告書及び成果品を受領し、当該年度分の完了検査終了後に、受注者の請求により支払うものとする。

令和8年度の支払額は契約金額の40%とし、令和9年度の支払額は、契約金額から令和8年度分の支払額を差し引いた額とする。

なお、令和8年度の中間検査における達成度が40%に満たない場合は、中間検査結果に基づく出来高率により、令和8年度分の支払額を按分して支払うものとする。

15 その他

仕様書に記載のない事項または疑義が生じた場合は、市と協議するものとする。

千葉市森林振興ビジョン策定スケジュール（案）

	令和7年度	令和8年度												
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
千葉市森林振興ビジョン	選考委員会（プレゼンテーション）	コンサルタント契約				農政推進協議会（意見聴取）	市民アンケート調査開始							市民アンケート調査分析終了 森林振興ビジョン基礎調査終了

		令和9年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
千葉市農業基本計画改正					農政推進協議会（回答・意見聴取）				農政推進協議会（回答）				
千葉市森林振興ビジョン													千葉市森林振興ビジョン完成 千葉市農業基本計画改正